

令和3年度道路等災害応急対策活動等に関する工事の基本協定 募集要領

「令和3年度道路等災害応急対策活動等に関する工事の基本協定」（以下、「本協定」）について、締結希望者を募集いたします。締結を希望される方は以下の基本協定締結説明書により 技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

公募日 令和3年2月5日

担当官等

担当官

中国地方整備局 岡山国道事務所長 富田 貴敏

岡山県岡山市北区富町2丁目19-12

1. 協定概要

- (1) 協定名 令和3年度道路等災害応急対策活動等に関する工事の基本協定
- (2) 活動場所 岡山国道事務所管内の、①岡山地区（岡山維持出張所管内）、②玉島地区（玉島維持出張所管内）、③津山地区（津山出張所管内）【別図-1参照】における災害応急対策活動等への協力を原則とする。
- (3) 活動内容 岡山国道事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するものである。
- (4) 協定期間 令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和3・4年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」又は「法面処理工事」に係る一般競争参加資格の申請を行っていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 過去15年間（平成17年度以降）において、岡山県内における工事の施工実績

を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）の発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。

(6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「監理技術者制度運用マニュアルニー四（2）、（3）」による。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

① 1級又は2級土木施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

(7) 公募参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 岡山県内における建設業法の許可を有する本店・支店・営業所のいずれかがあること。

(9) 令和3年度に岡山国道事務所が発注した各保守工事又は維持工事を既に請け負っている社については、当該保守工事等区域以外であれば協定締結可能である。なお、本協定締結後に岡山国道事務所が発注した各保守工事又は維持工事を受注した社については、当該保守工事等区域内の協定区域は無効となる。

3. 本協定締結者の決定方法

(1) 本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている者で行います。なお、協定は2地区まで重複して締結することができます。

(2) 重複して希望があった地区は、希望順位の高い者を優先します。

4. 担当部局（問い合わせ先）

〒700-8539 岡山県岡山市北区富町2丁目19-12
国土交通省中国地方整備局 岡山国道事務所 管理第二課
TEL 086-214-2473（ダイヤルイン）

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

本協定の締結を希望される方は、以下の資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②2. 応募資格(2)を確認する資料

③過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

④技術者の資格【別記様式3】

⑤2. 応募資格(8)を確認する資料【任意様式】

※建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所の位置（該当する条件を確認できる距離の記入含む）を記入し提出願います。

⑥担当地区希望調査票【別紙-1】

※本協定は2地区まで重複して締結することができます。複数の地区において協定を希望される方は、希望優先順位を記載願います。

⑦災害時に確保可能な建設資機材等 調査票【別紙-2】

⑧災害時に派遣可能な貸与機械の運転手（作業を含む）調査表

【別紙-3】

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。

②受付期間：令和3年2月8日（月）から令和3年2月19日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：令和3年2月8日（月）から令和3年2月12日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、令和3年2月19日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場 所：4. に同じ。

(5) その他

①申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはありません。

③提出された申請書は返却しません。

④提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めません。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の資格・施工実績関係

- 令和3・4年度一般競争参加資格の申請を確認できる資料 →必須提出
- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- 工事成績評定通知書の写し
→当該工事实績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

代表技術者の資格・経験

- 資格を証明する書面の写し（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
（健康保険被保険者証、監理技術者証等） →必須提出

技術資料

- 基本協定締結説明書5. (1)④に定める確認資料
（距離確認するための地図（距離記入）※任意様式） →必須提出
- 別紙－1 『担当地区希望調査票』 →必須提出
- 別紙－2 『災害時に確保可能な建設資機材等 調査票』 →必須提出
- 別紙－3 『災害時に派遣可能な貸与機械の運転手（作業を含む）調査表』 →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合、（参加資格無し）となりますので、ご注意ください。

別図-1道路災害応急対策担当区域図



凡例	
岡山地区:	——
玉島地区:	——
津山地区:	——

令和3年度道路等災害応急対策活動等に関する工事の基本協定

(目的)

第1条 本協定は、地震、津波、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省岡山国道事務所長 富田 貴敏（以下、「甲」という。）が管理する一般国道2号、30号、53号、180号において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、一般国道〇号沿線に建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社 〇〇建設 代表取締役社長 〇〇 〇〇（以下、「乙」という。）に対し、「道路等災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

(活動の実施区域)

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、一般国道〇号のうち〇〇出張所において管理する地区（以下、「実施地区」という。）とする。ただし、不測の事態が生じた場合は実施区域以外での活動を要請する場合もある。

(活動内容)

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施地区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものである。
また、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6（以下、「災対法」という。）に基づき、移動命令の伝達、周知のための立て看板の設置、車両等の移動、土地の一時使用・障害物の処分の措置（以下、「車両移動等の措置」という。）も実施するものである。

(建設資機材等の報告)

第4条 乙は、本活動を実施するために必要な建設資機材等の数量に著しい変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。
2. 甲は、甲の保有する建設資機材等を、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第5条 甲が所有する建設資機材等を必要に応じて乙に提供するものとする。

(出動の要請)

第6条 甲は、乙に対し、第2条の実施地区で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、前項ただし書きの報告を受ける者を、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。
3. 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものと見なし、乙の判断で出動するものとする。なお、集結場所は被害箇所最寄りの出張所とする。（①岡山地区（岡山維持出張所）、②玉島地区（玉島維持出張所）、③津山地区（津山出張所））

(活動の実施)

第7条 乙は、第6条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、岡山国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。
4. 災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（以下、「運用の手引き」という。）」により行うものとする。
5. 災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

（説明会）

第8条 乙は、甲が保有する災害対策用機械の操作や運用の手引きに関する説明会等に、甲から参加要請があった場合には可能な限り参加するものとする。

（契約の締結）

第9条 甲は、乙に第6条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（維持工事請負業者との協力）

第10条 乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業者（以下、「丙」という。）と協力して活動を実施するものとする。

2. 甲は、本活動の実施地区を担当する丙の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

（活動の完了）

第11条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第12条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第8条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第13条 甲は、第11条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第8条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第14条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第15条 本協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(その他)

第16条 本協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和3年3月26日

甲 国土交通省 中国地方整備局

岡山国道事務所長 富 田 貴 敏

乙 株式会社 ○○建設

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○